

Contents

今後の行事

・ **2010年アジア知財セミナー—2010年5月7日～10日、釜山**

アジア知的財産会議が、韓国の美しい港湾都市、釜山（プサン）で初めて開催されます。

(AIPPI Korea)

(英語版詳細：<https://www.aippi.org/download/2010Asianipconference.pdf>)

・ **パリ総会の早期登録に関するお知らせです。**

2010年5月30日までに登録いただくと、早期割引が適用されます。

詳しくは国際総会ウェブサイト (<http://www.aippi.net>) をご覧ください。

(AIPPI General Secretariat)

・ **2010年 AIPPI 国際総会—暫定プログラム**

国際総会の詳しい情報と暫定プログラムが、[英語](#)、[フランス語](#)、[ドイツ語](#)でご覧になれます。

(AIPPI General Secretariat)

・ **2010年 AIPPI 国際総会—ワークショップ**

国際総会の組織委員会は、Reporter General のチームおよび Programme Committee と共同で、今年10月のパリ総会におけるワークショッププログラムを策定しました。

(AIPPI General Secretariat)

- ・ 医薬 I : 特許補完証明書 (SPC) およびその他の特許期間の延長
- ・ 医薬 II : 知財情報が含まれる規制データの保護
- ・ 医薬 III : 製薬業界の商標に関する主要な問題
- ・ 医薬 IV : 医薬発明の特許に関する主要な問題

- 医薬 V : 欧州委員会医薬部門による製薬業界調査の影響
 - ワークショップ I : ビジネス手法の特許性に関する最近の動向
 - ワークショップ II : 新しいタイプの商標、特に立体商標
 - ワークショップ III : 特許と環境保全技術
 - ワークショップ IV : 知財紛争における ADR (裁判外紛争解決手続) の利用
 - ワークショップ V : 特許法の主要な問題に関する各国裁判官によるパネルディスカッション
 - ワークショップ VI : ライセンスイン/ライセンスアウト : 米国および欧州における注意事項
 - ワークショップ VII : キーワード広告と商標権の摩擦、および不正競争防止法
 - ワークショップ VIII : 著作権についての労使関係の側面
 - ワークショップ IX : IP ツールボックス
 - ワークショップ X : 欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) および欧州司法裁判所における欧州商標判例法の最新情報
 - ワークショップ XI : WTO で現在扱われている知財の問題
 - ワークショップ XII : 欧州各地における知財訴訟—主要な側面の比較
 - ワークショップ XIII : 電子書籍と著作権
- (AIPPI General Secretariat)*

● **AIPPI 国際総会—2010 年 10 月 3 日～6 日、パリ**

第 42 回国際総会へのスポンサーとしての参加に関心のある方は、詳しい情報および条件を記載した[スポンサー募集要項](#)をご覧ください。

(AIPPI General Secretariat)

各国部会

● **第 25 回 AIPPI スペイン部会産業・知的財産シンポジウム—2010 年 2 月 4 日～5 日、バルセロナ**

AIPPI スペイン部会の第 25 回産業・知的財産シンポジウムが、2010 年 2 月 4 日、5 日にバルセロナで開催されました。

(AIPPI Spain)

(英 語 版 詳 細 :)

<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/XXV%20Symposium%20on%20Industrial%20and%20Intellectual%20Property.html>)

記事・解説

・商標登録の拒絶理由－インドの法律

1999年の商標法では、出願された標章が同法の第9条または第11条に定める拒絶の絶対的理由あるいは相対的理由のいずれかに該当する場合、その商標登録出願は拒絶の対象になります。1つ以上の絶対的理由に該当すれば、すべての場合において拒絶されますが、1つ以上の相対的理由の場合は、出願人の善意による本法施行前の使用または競合使用で、登録官が適切と判断すれば出願が認められることがあります。

(*DR. K.S. Ravichandran, India*)

(英 語 版 詳 細 :

<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/Grounds%20for%20Refusal%20of%20Registration%20of%20a%20Trademark.html>)

・イスラエル：ジャンニ・ヴェルサーチ（イタリア）が **VERSACE** の商標をめぐる長年の紛争に勝利

イタリアの有名ファッションブランドであるヴェルサーチ（Gianni Versace S.p.A.）は、**VERSACE** という商標を20年以上にわたり紳士服やチェーン店舗に使用してきたイスラエル企業 Versace 83 Ltd.との法廷闘争に勝訴しました。

今回の判決は先例となるものですが、テルアビブ地方裁判所はこのイスラエル企業に対し、**VERSACE** の（ラテン文字およびヘブライ文字の両方での）使用を恒久的に止めるよう命令しました。この終局的差止命令（2010年に発効）では、同社の団体名の一部やドメイン名に **VERSACE** を使用することも禁止されます。さらに判決では、メドゥーサ頭部のデザインや「エジプト風装飾枠」と呼ばれるデザインの使用も禁止しています。

(*Ron Klagsbald – Price-Klagsbald Law Offices, Ramat Gan*)

(英語版詳細：<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/Versace.html>)

・不正商品対策の効率（1～3）

不正商品対策は、たえずその正当性が求められています。中規模の企業において効率的な不正商品対策を行うには、一般的には数十万ユーロの予算が必要

になりますが、多国籍企業ともなれば、特許、商標、著作権の管理、保護、侵害訴訟などの費用が数百万ユーロあるいは数千万ユーロに上ることも少なくありません。その結果、経営陣や幹部はそうした対策の実効性だけでなく、効率についても問題にするようになってきています。本当に支出に見合う結果が得られているか、つまり、知的財産の保護や侵害訴訟のための費用が、回避される損害と比べて妥当かどうかということです。

(*Dr. Hans Joachim Fuchs, Dr. Shuqin Zhou – CHINABRAND Consulting Limited, Munich*)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/The%20Efficiency%20of%20Anti-counterfeiting.html>)

・「マーキング・トロール」による新たな訴訟の波に備えて

米国特許法第 292 条は、「公衆を欺く目的」で、特許付与されていない商品に特許番号を虚偽表示することを禁じています。違反した場合は 500 ドル以下の罰金を科せられ、その金額の半分は合衆国政府へ委ねられます。前世紀、裁判所は表示（マーキング）ごとまたは期間ごとの判断に基づいて法定刑を科してきましたが、2009 年 12 月 28 日、連邦巡回控訴裁判所は、刑は物品ごとに判断すべきであるという判決を下しました。この判決以降、虚偽表示に関する訴訟は急激に増加しており、今後もこの傾向は続くと考えられます。

(Kenneth R. Adamo, David M. Maiorana, Susan M. Gerber, John C. Evans)
(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/For%20A%20New%20Wave%20of%20Suits%20By%20Marking%20Trolls.html>)

・ **Wyeth v. Kappos** の判決を踏まえた特許期間の延長

今年初めに出された **Wyeth v. Kappos** に対する連邦巡回控訴裁判所の判決により、米国特許商標庁 (USPTO) による特許期間調整 (PTA) の計算方法が事実上、特許権者に有利なものに修正されました。この判決の結果、特許取得見込み者だけでなく、すでに付与された特許についても追加的な PTA を得られることが予想されます。なお、最近付与された特許について追加的な PTA を得る仕組みはできたわけですが、180 日以上前に付与された特許については、追加的な PTA を認めるかどうかはまだ明確にされていません。このようなケースにおいて追加的な PTA を認めるかどうかについては、今後の訴訟で判断されることになります。

(Joshua Goldberg – The Nath Law Group, USA)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/Patent%20Term%20Extensions%20in%20Light%20of%20Wyeth%20v.%20Kappos.html>)

・国会がハーグ条約への加盟を全会一致で承認

2009年11月9日、ペルー議会はハーグ条約（認証不要条約）への加盟を承認しました（2009年11月17日付、国会決議第29445号）。ペルーはすでにハーグ国際私法会議の構成国になっていますが、このアポステイーユに関するハーグ条約には調印していませんでした。11月24日、ペルー政府は大統領と外務大臣が署名した、ハーグ条約（認証不要条約）への加盟を批准する政令第086-2009-RE号を出しました。この条約は、ペルーが批准書を寄託し、別の国内法で正式に発効を宣言した後に発効します。

(Renzo Scavia R. – Scavia & Zúñiga Abogados, Peru)

(英 語 版 詳 細 :
<http://www.aippi.org/enews/2010/edition12/Congress%20Unanimously%20Approves%20Accession%20to%20The%20Hague%20Apostille%20Convention.html>)

フィードバック

会員のみなさんからのご意見・ご感想をお待ちしております。e-NewsあるいはAIPPIに関して気づいた点などありましたら、enews@aippi.orgまでメールでお寄せください。

・寄稿のお願い

e-Newsに掲載する記事を読者のみなさんから募集しています。寄稿の際には、e-Newsの[編集ポリシー／ガイドライン](#)に準拠していただくようお願いします。

e-Newsは、AIPPI（国際知的財産保護協会）が隔月で出版するニュースレターです。

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | CH-8027 Zurich | Tel. +41 44 280 58 80 | Fax +41 44 280 58 85 | enews@aippi.org | www.aippi.org

今号の作成者：AIPPI General Secretariat、Ching-Ying Chen
作成協力：AIPPI Deputy Secretary General、Stephan Freischem

編集／Communications Committee：

Chair：Esmé du Plessis

Members：

Alan J. Kasper
Rainer Beetz
Sun-Ryung Kim
Charters J. Macdonald-Brown
Raffaella Arista
Martin Michaus
Teresa O'Connor
Hiroyuki Suda
Carolyn Harris
Juan Carlos Cuesta Quintero
Gastón Richelet
Calab Gabriel

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。